

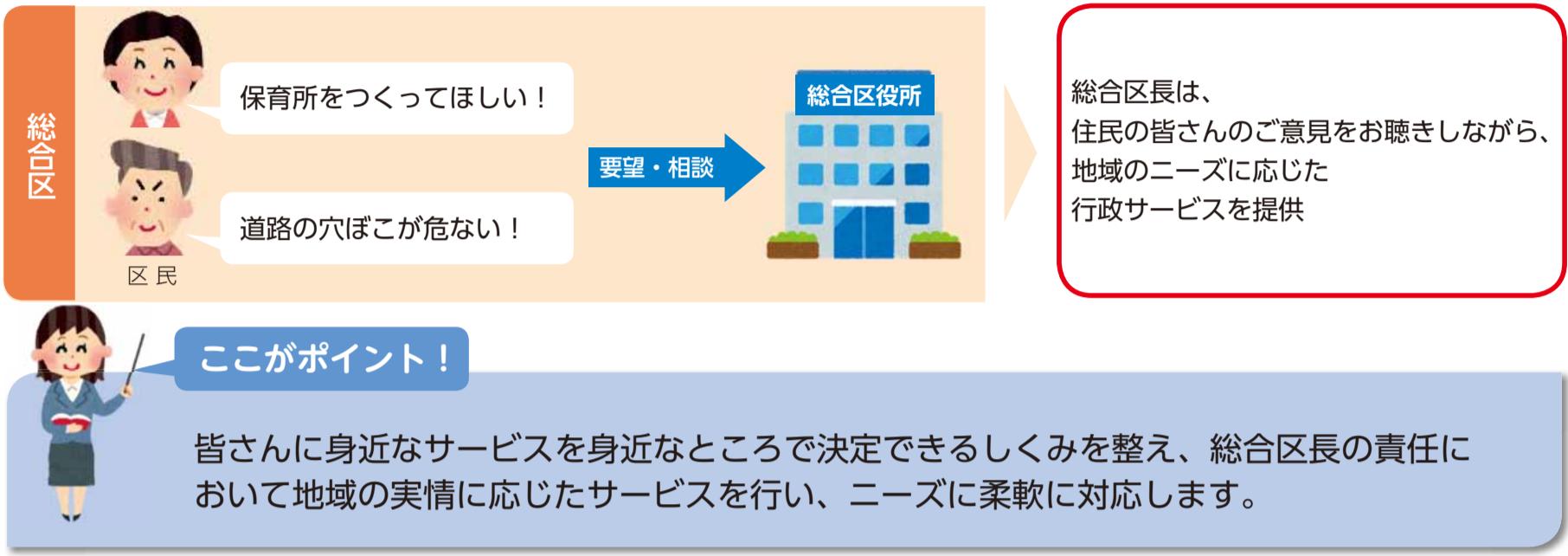


「総合区」を設置すると何が良くなるの？

住民の皆さんのご意見をお聴きしながら、総合区長の責任において、地域の特性や地域のニーズを反映した行政サービスができるようになります。

民間保育所の設置認可や、生活道路の維持管理などといった身近なサービスの権限を、総合区長に移管するとともに、その権限を発揮するための、職員の体制や予算に関する仕組みを整えます。

なお、予算編成や条例提案などについては、市全体の視点から市長が引き続き行います。



合区により区が大きくなても、区民の意見がきちんと届くの？

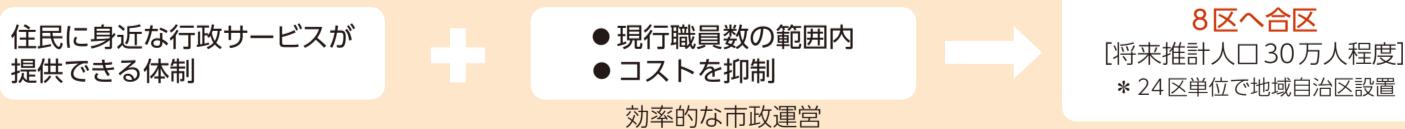
総合区域内の施策等については、その立案段階より住民の皆さんが意見を述べ、区政運営に反映する仕組みとして総合区政会議を設置します。また、地域のコミュニティを維持し、住民の皆さんのが多様なご意見を市政・区政に反映するため、現在の24区単位に地域自治区・地域協議会を設置します。



24区のまま「総合区」を設置することはできないの？

総合区長のマネジメントのもと、住民の皆さんに身近な行政サービスを提供するためには、総合区ごとに組織体制を整備する必要があります。総合区の数が多いほど体制整備に要する職員数は増えるため、その分コストがかかることになります。

身近な行政サービスが提供できる体制整備と、それに要するコストのバランスを考慮した結果、8区への合区が必要としています。これにより、大阪市全体の職員数を増やすことなく、住民の皆さんに身近な行政サービスが充実されると考えています。



ここがポイント！

総合区へ新たに移管する行政サービスと、それに要するコストのバランスを考慮して、8区への合区としています。